

吹田市社会福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）
、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）及び吹田市社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例（令和元年吹田市条例第30号）に定めるもののほか、吹田市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法の例による。

(審議会の組織)

第3条 審議会は、委員19人以内及び臨時委員若干人で組織する。

2 委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の任期は、3年とする。ただし、7月1日以外の日に委嘱する場合の任期は、その委嘱の日からその後2年を経過した日以後における最初の6月30日までとする。

3 委員等は、再任されることができる。

4 補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の副委員長)

第4条 審議会に副委員長を置き、委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(全体会)

第5条 全体会は審議会の委員長及び副委員長並びに専門分科会の会長及び副会長並びに委員長が指名する委員で組織する。

2 全体会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

3 全体会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 全体会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第6条 審議会に、民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会のほか、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議させる。

(1) 地域福祉計画推進専門分科会 地域福祉計画の策定その他地域福祉の推進に関する事項

(2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及びその推進並びに地域包括ケアシステムの構築に関する事項

(3) 障がい者施策推進専門分科会 障害者の福祉施策に係る計画の策定その他障害

者の福祉施策の推進に関する事項

(専門分科会の組織)

第7条 次に掲げる専門分科会は、当該各号に定める委員等で組織する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 委員長が指名する委員等5人以内
- (2) 身体障害者福祉専門分科会 委員長が指名する委員等20人以内
- (3) 児童福祉専門分科会 市長が指名する委員等5人以内
- (4) 地域福祉計画推進専門分科会 市長が指名する委員等10人以内
- (5) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会 市長が指名する委員等17人以内
- (6) 障がい者施策推進専門分科会 市長が指名する委員等14人以内

(専門分科会の会長及び副会長)

第8条 専門分科会に会長及び副会長を置き、当該専門分科会に属する委員等の互選(身体障害者福祉専門分科会にあっては、委員長の指名)により定める。

- 2 会長は、当該専門分科会の会務を掌理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門分科会の会議)

第9条 専門分科会の会議の運営については、第5条第2項から第4項までの規定を準用する。

- 2 第6条各号に掲げる専門分科会は、調査審議の際に、市民のうちから市長が公募により選定した者の意見を聴くものとする。
- 3 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)において調査審議する事項に関して諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とする。

(審査部会)

第10条 身体障害者福祉専門分科会の審査部会は育成医療及び更生医療を担当する医療機関並びに身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師の指定及び指定の取消しに関する事項を調査審議するものとする。

- 2 前項に規定する事項を調査審議する委員等は、身体障害者福祉専門分科会に属する委員等のうちから、委員長が指名する。
- 3 審査部会に属する委員等は、それぞれ独立して政令第3条第1項に規定する調査審議及び第1項に規定する事項の調査審議を行う。
- 4 委員等が調査審議した事項に関し決した内容は、これをもって審査部会の決議とする。
- 5 審査部会において第1項に規定する事項に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(部会)

第11条 審議会は、必要に応じ、専門分科会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属するべき委員等は、身体障害者福祉専門分科会に置く部会にあっては委

員長が、その他の部会にあつては当該部会を置く専門分科会の会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における審議の状況及び結果を専門分科会に報告する。

5 部会の運営については、第5条第2項から第4項までの規定を準用する。

(意見の聴取等)

第12条 全体会、専門分科会、審査部会及び部会は、必要に応じ、委員等以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員等の守秘義務)

第13条 民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会の会議は公開しない。

2 民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会に属する委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第14条 審議会の庶務は、次項に定めるものを除き、福祉部福祉総務室において処理する。

2 専門分科会、審査部会又は部会の庶務は、専門分科会、審査部会又は部会を所管する室又は課において処理する。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の意見を聴いて委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(吹田市福祉審議会規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 吹田市福祉審議会規則(平成4年吹田市規則第13号)

(2) 吹田市地域福祉計画推進委員会規則(平成25年吹田市規則第43号)

(3) 吹田市障がい者施策推進委員会規則(平成25年吹田市規則第45号)

(4) 吹田市児童福祉審議会規則(平成27年吹田市規則第44号)

(5) 吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会規則(平成29年吹田市規則第4号)

(諮問に関する経過措置)

3 令和2年3月31日以前に吹田市地域福祉計画推進委員会にされた諮問で同日までに当該諮問に対する答申がされていないものは、地域福祉計画推進専門分科会に

された諮問とみなし、当該諮問について吹田市地域福祉計画推進委員会がした調査審議の手続は、地域福祉計画推進専門分科会がした調査審議の手続とみなす。

(委員等に関する経過措置)

- 4 令和2年4月1日(以下「施行日」という。)以後初めて委嘱する委員等の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、令和4年6月30日までとする。
- 5 施行日から令和4年6月30日までの間における第9条第2項の規定の適用については、同項中「市長が公募により選定した者」とあるのは、「市長が選定した者」とする。

吹田市社会福祉審議会高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会名簿
(令和2年(2020年)4月9日現在)

委員	
石倉 康次	立命館大学 産業社会学部 特別任用教授
志藤 修史	大谷大学 社会学部 教授
岸下 富盛	吹田市高齢クラブ連合会 会長
臨時委員	
畑 茂樹	一般社団法人 吹田市医師会 理事
三木 秀治	一般社団法人 吹田市歯科医師会 副会長
杉野 己代子	一般社団法人 吹田市薬剤師会 副会長
櫻井 和子	社会福祉法人吹田市社会福祉協議会 副会長
岩脇 ちゑの	吹田市民生・児童委員協議会 会計監査
岩本 和宏	吹田コスモスの会（認知症家族の会） 会長
井本 英子	吹田市ボランティア連絡会 会長
長江 秀信	吹田市介護保険事業者連絡会 居宅介護支援部会
富士野 香織	吹田市介護保険事業者連絡会 訪問介護部会
平野 謙一郎	吹田市介護保険事業者連絡会 通所介護・通所リハビリテーション部会
上山 美紀	吹田市介護保険事業者連絡会 幹事 訪問看護・訪問リハビリテーション部会
吉川 征志	吹田市介護保険事業者連絡会 介護保険施設部会
清水 泰年	公益社団法人 吹田市シルバー人材センター 参事
菅沼 一平	吹田市認知症カフェ交流会 役員（世話人）書記 (大和大学 保健医療学部 総合リハビリテーション学科 講師)
公募市民	
上條 美代子	市民
坂手 裕子	市民

吹田市社会福祉審議会高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会の会議の傍聴に関する事務取扱要領

第1条 趣旨

この要領は、吹田市社会福祉審議会高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会（以下「専門分科会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 傍聴

会議の傍聴は、原則としてこれを認めるものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、専門分科会の会長（以下「会長」という。）は、専門分科会の意見を聴いて、会議の傍聴を認めないことができる。

- （1）吹田市情報公開条例（平成14年条例第10号）第28条各号のいずれかに該当する場合

第3条 傍聴席の区分

傍聴席は、一般席及び報道関係者席とする。

第4条 一般席の傍聴者の定員

一般席の傍聴者の定員は、原則として5名とする。

第5条 一般席の傍聴手続き

一般席の傍聴手続きは、次に掲げるところによるものとする。

- （1）傍聴の受付は、原則として会議の開催時刻の15分前から開催時刻までの間に行うものとする。
- （2）会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴希望者受付票に記入しなければならない。
- （3）会議を傍聴しようとする者が、会議の開催時刻に定員を超えた場合は、その都度専門分科会の意見を聴いて会長が定める。

第6条 傍聴することができない者

次に該当する者は、会議を傍聴することができない。

- （1）酒気を帯び他人に迷惑を及ぼすと認められる者
- （2）掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- （3）前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

第7条 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻をするなどの示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

第8条 写真等の撮影及び録音の禁止

傍聴者は、会議の会場において、写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。

第9条 携帯電話の使用の禁止

傍聴者は、会議の会場において、携帯電話を使用してはならない。

第10条 会議資料の閲覧

会議の資料は、傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、吹田市情報公開条例（平成14年条例第10号）第28条各号に掲げる情報に該当すると認められるものについては、この限りではない。

第11条 係員の指示

傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

第12条 違反に対する措置

傍聴者がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

第13条 その他の措置

会長は、傍聴者について臨機の措置をとることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
(計画推進委員会の会議の傍聴に関する事務取扱要領の廃止)
- 2 吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会の会議の傍聴に関する事務取扱要領は、廃止する。

傍聴希望者受付票

ふりがな	
あなたのお名前	
あなたのご住所	

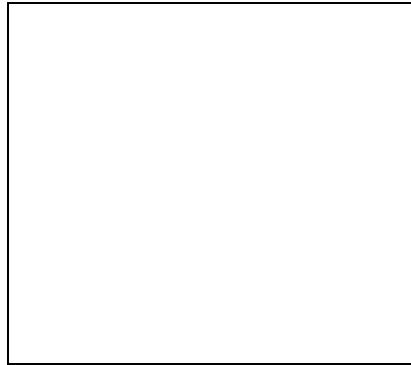
会議の傍聴者の定員は、5人です。傍聴希望者が定員を越える場合は、受付時間(会議の開催時刻の15分前から開催時刻までの間)に受け付けた方を対象に専門分科会の意見を聞いて会長が定めます。

受付番号

--

傍聴希望者受付票(控)

受付番号



次に該当する方は、会議を傍聴することができません。

- (1) 酒気を帯び他人に迷惑を及ぼすと認められる人
- (2) 掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている人
- (3) 上記のほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる人

(裏面もご覧ください。)

傍聴者が守るべき事項

1 傍聴者は、次のことを守ってください。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻きをするなどの示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 上記のほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

2 写真等の撮影及び録音の禁止

傍聴者は、会議の会場において、写真等を撮影し、又は録音をしてはいけません。

3 携帯電話の使用の禁止

傍聴者は、会議の会場において、携帯電話を使用してはいけません。（電源を切るか、着信音が出ないようにしてください。）

4 会議資料の閲覧

会議の資料は閲覧資料です。会議終了後に回収します。なお、資料が必要な方は、事務局に申し出てください。